

勤労者のレクリエーションに就て

——二三の考察——

藤 沢 伝

- 一 勤労者レクリエーション観と、今後の傾向
- 二 勤労者のレクリエーションが何故必要性を強調せらるるに至ったか
- 三 レクリエーションの日陰者
(小零細企業界の余暇及レクリエーション活動の一部調査)

一 勤労者レクリエーション観と、今後の傾向

勤労者のレクリエーションは、近時各方面で関心が深まりつつある。現在の如く機械文明の発達した時代、仕事は専門化細分化され、生活環境は集団化稠密化し、常に精神肉体の緊張圧迫状態に在っては、何等かの形で之等の状態を解きほぐす必要が要求されて来る。一種レクリエーションブームが起きるのも故なきとしない。然し仕事内容も生活内容も単純であつた過去に於ても、形こそ変れ、レクリエーションは実施されておつたのである。人間自然の要求

勤労者のレクリエーションに就て

として、有史以前よりその時代時代に於て、又各階層に於て、それぞれの生活様式と結び付いて実施されておつたのである。ルネッサンスにより、人間個人の尊厳が認識され、産業革命により社会生活が變つて以来、人口は増加し生活様式は複雑化し、集團生活は、益々稠密化し、社会と個人の摩擦が多くなるにつれ、之等の潤滑剤が要求されるに至つた。人間の開放本能と、激しい仕事からの疲労回復、更に次の仕事への気力体力の再創造に加えて、人間社会の潤滑剤、之等を総合したものが、レクリエーションの名に於て表現されるとみるべきであろう。

広義のレクリエーションと狭義のレクリエーション

社会生活が現在の如く、複雑化して来るに従つて、今迄考えられておつたレクリエーションは、制約されざるを得なくなつて来る。

其の制約下に於てのレクリエーションを、狭義のレクリエーションと称する。現在云われておるのはこの狭義を意味しておる。レクリエーションとは、元来広い範圍で、諸々の活動が含まれておるのであつて、経験の一つの形、ある特殊の活動形式、ある態度または精神、仕事から解放された運動、仕事とは反対のもの、組織化された運動、総合教育段階の一面、或は、余暇善用、健全娯樂、気分転換、厚生運動、動的休養、等々、種々さまざまに表現されており、複雑な意味を持ったものと解せられる。Josef. Lee 氏は、「子どもの遊びを、Creation。生活の習得。大人の遊びを、Recreation。生活の更新」と述べて、更に又、Jackson. Anderson 氏の著書「Industrial Recreation」の中では、「この名のもとに含まれる活動は、参加者を再び造るだろうと云うことに対応する。それ故に健康によく、心を豊か

にする遊戯活動のみが、レクリエーション活動として、分類され得るのである。即レクリエーションとは、人々がみずから、すすんで遊び、その行為から得る直接的な楽しみのためだけにのみ参加し、健康的で、心を豊かにするような経験の機会を与えるすべての活動を含む」と規定しておる。要は、各自の日常生活の余暇に、自由に、楽しみとして、実施する活動とでも云うべきであろう。従つて、レクリエーション活動は、実に多岐多様広汎で、およそ人間生活活動の中で、此の範疇に入らないものは無いと云える。スポーツ的なもの、芸術的なものは勿論、家政的なもの、飲食に関するもの、等々。特殊なケースとしては、セックスさえ加えておる。⁽²⁾

又レクリエーションは、実施者の態度によつて、決められよう。である故、諸々の活動の一つ一つは、それを実施する態度により、或時はレクリエーションであり、或時はレクリエーションとならない場合がある。一例を挙げると、自動車修理工が昼休みに、自動車を運転した結果、気分爽快、午後の仕事の能率も大いに上った。之の自動車運転は、レクリエーションであるが、修理した自動車を試運転した場合、之れは仕事であつて、レクリエーションではないのである。――

かく広義の上で、各自が、自由に、何時、何処でも、自分の欲する活動が出来得たなら、理想であろうが、人間集団生活が、益々稠密化しておる現在に於ては、不可能であることは、直ぐ理解出来よう。レクリエーションの範囲は限定され、「レクリエーションとは、かく在るべきもの」と現在では、狭義の解釈の上で実施せざるを得なくなつておる。之が為以下の如き条件が必要となつて来る。

レクリエーションとしての条件

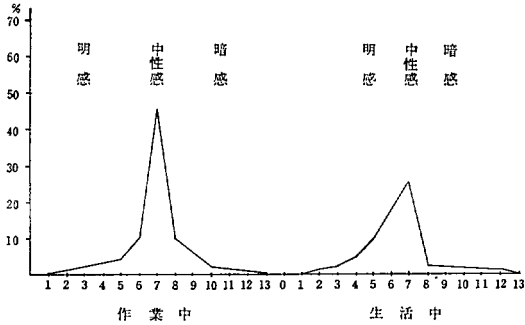
一 健康的であること。

第一にあげられることは、肉体上でも、精神上でも、健康的であること。その活動が実施する者の健康に役立つかどうかであって、どのように良い特徴を持っておる活動であろうとも、健康上に役立つたなくては、レクリエーションとは云われない。普遍的な、勤労者の日常をみても、密集した狭隘の場所に住み、通勤には、混雑した乗物に、エネルギーをすりへらし、職場に来れば、限られた部室、汚染した空気、騒音の中で、強制されたテンポ、動作で、単調な仕事をする。このような労働や、生活条件では、精神生活の貧困、思考判断のかたより、感情の不安定、更には、健康の障害を来たし、生活意欲の萎微に陥り易いのは当然であろう。ここに勤労者の情緒変化の一調査を、あげてみる。勤労者の感情は、労働から解放されると、急に明るさを増加するのである(図一、二参照)。

このような環境に在る者は、レクリエーションに対して、強い潜在的欲求がある。その機会と、条件が充分であれば、自然に活動が盛んになって来る。然し現実には、労働の過重が、その意欲を減退させ、又その環境に恵まれない為、安易な不健康な楽しみに、貴重な余暇を費やしておる傾向である。いづれにせよ、労働の精神上、身体上にあたえる、偏頗で、不健康な影響を、やわらげ、健康な生活を確立することが重要である。

二 娯楽性を有することである。その活動をなすことに、楽しさが有ること。興味に引かれ、楽しみを求めることは、人間自然の欲求である。どんなことに、興味を持つかということになると、個人個人の性格、教養、体力等によって異なって来る。又性、年齢によっても異なるのは当然であろう。或る人は、魚釣りに、或る人は、野球を、或る

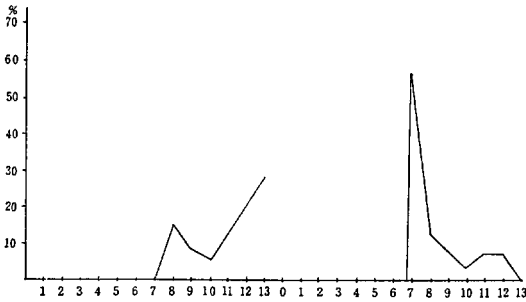
電信局員の生活感情傾向図



樋口伸吾氏 労働者の生活感情に関する研究 労働の科学 26 巻より。

註. 明るい快的な感情から、不快な暗い感情へ、13に分け、7は快、不快のいづれでもない中性感情として、作業中及作業以外の生活時間中の感情を調査した結果で、作業中は大部分が中性感であるが、作業が終ると快的な感情に移動するのがわかる。

某製糸工場従業員の生活感情傾向図



樋口伸吾氏 労働者の生活感情に関する研究 労働の科学 26 巻より。

註. この場合は、作業中の暗感が強く、それが作業外の生活時間中に著しく緩和されることがみられる。

人はゴルフに、興味を感じ、又或る人は、身体運動には、全く興味を持たないが、音楽に、又絵画に興味を持つと云うこともある。対称が何であろうとも、実施者が、興味を感じ、「楽しい」と云うことが必要である。であるから、レクリエーションとして、適当な条件を具備した活動であっても、これを実施する者が、嫌々やるのでは意味がない。興味が湧く活動とは、他から束縛を受けない、自発的なもので、各人の性格に合致し、自由に自己を表現出来るようなものである。それ故、レクリエーションは、自発的で個人的な、自己表現の出来ると云うことも重要であるわけである。唯、注意を要することは、娯楽性を有する活動なるが故に、常にそれはレクリエーションであるとは限らない。近時、商業娯楽機関の宣伝により、娯楽即レクリエーションであるかの如く、惑わされがちであるが、之は一つの要素を採り上げて、レクリエーションである、と云うのであって、羊頭を揚げて狗肉を売る類である。本来の姿のレクリエーションを歪める場合が有り、今後の健全なるレクリエーション発展の、障害となる危険性を含んでおる。

三 次に、教養的な活動であること。その活動を実施することによって、益々健康になり、楽しみと満足が得られたとしても、それが廢類的であり、或は又、非生産的である活動では、レクリエーションとは申せない。往往にして、この点が見落される場合がある。価値に志向した活動で、人間が進歩し、生活が創造される活動でなくてはならない。これにより、体力を増し、勇気を持ち、意志を強くし、協調性を習得し、正義心を養ない、美を愛する心情を得るなど、この体験が、自己の仕事上或は生活上の種々の難かしい問題を、処理して行く力となって、現われて来ることが望ましいのである。これぞ、レクリエーションの創造性である。

四 日常的であり、大衆性に富むこと。日常的とは、活動が身近に在ることである。一年に一度か二度、レクリエ

仕 事	拘 束 的	受 動 的	手 段 的	生 産 的
レクリエーション	不 拘 束 的 開 放 的	能 動 的	自 己 的 目 的 の ため	消 費 的

仕 事	苦 痛	体 力 消 耗	生 活 時 間 の 主 要 な 位 置 を 占 め る
レクリエーション	楽 し み	体 力 再 生	仕 事 の 余 暇

イシヨシと称し、慰安旅行或は運動会を実施する職場が多いが、此れは勿論結構なことであり、実施しないよりよいのであるが、どれ程の効果があるうか。むしろ、寸時の余暇にも、実施出来ることが、日々の仕事の疲れを、多少でもほぐすに役立つのではあるまいか。次には、屈強な者のみに独占されることのない老若男女、誰もが簡単に実施出来、楽しまれる活動でなくてはなるまい。

以上の如き条件を、満した活動が、レクリエーションとして、適格であると云えよう。

仕事とレクリエーションの比較。

レクリエーションは、仕事と比較することにより、特質が明瞭になって来る。仕事とレクリエーションとは、正反対の性格であるが、両方共人間必然の欲求より起る現象である。仕事を主体とした生活に於て、レクリエーションは、生活の正しい進歩向上を図る、潤滑油である。仕事と生活が良く噛合つて、二つの歯車に適當の潤滑油が廻る時、健康に満ち溢れ、生活意欲が盛んになり、正常な感情が湧出して来るのである。

レクリエーションの今後。

レクリエーション活動の現況は、精神健康を主とした、文化的活動と、身体健康を

主とした、体育スポーツ活動に、一応分類出来得よう。然し次第に、体育スポーツに関する活動が、レクリエーションの中心となりつつある傾向が強い。いや既に体育の対象領域の重要な一つとなつておると云うも過言ではあるまい。「近代体育は、三つの流れがある。第一は、ドイツ、スエーデン、デンマークを中心にした、体操を主とした体育、一つは、イギリスからアメリカに渡つたスポーツ、他の一つは、近代生活が非常に機械化され仕事が単調化し、而も機械を使用することにより労働者の余暇時間が充分出来て来た。その時間を善用するという意味に於てレクリエーション運動が起つて来た。」と述べておる人すらある。今後は、体育スポーツ活動が、勤労者を中心としたレクリエーションの中核となり、活動の場所、施設も次第に充実され隆盛になるであらう。更にレクリエーション指導者⁽⁴⁾を中心として、職場又は地域レクリエーションは、次第に社会体育分野に移行して行くであらう。唯、心しておかねばならぬことは、レクリエーション指導者を通じて、隆盛になるであらうレクリエーションを利用して、国家統制がされぬよう注意せねばならない。レクリエーションは、あくまで、参加者個人の自由意志に基き実施される原則を忘れてはならない。

(1) J. D. Butler, 三隅達郎訳、「レクリエーション総説、第一章「レクリエーションとは何か」、ベースボール・マガジン社、昭和三七。

(2) 「あそび」としてのセックス」Nelson. N. Foote. 日高六郎監修、マス・レジャー論、紀伊国屋書店、昭和三六。

(3) 大行慶雄博士『体育の科学』第三章「近代体育に於ける三つの流れ」、邦光書房、昭和三〇。

(4) レクリエーション指導者、我国体育界に於ても、レクリエーション指導者養成の問題が出ておる。J・D・バトラー、

二 勤労者レクリエーションが、近時なぜ必要性を、

強調されるようになったか

近代生活に於ては、激しい生存競争に打克つ為に、毎日仕事に追われ、息づまる生活をよぎなくされておる。其の結果は人間本能のはけ口の要求、又人間関係の歪に押し潰されておる救いとして、レクリエーションが、脚光を浴びて来たのである。

(一) 先づ第一に、都市の異状な発展であらう。「大都市へ大都市へ」と、地方より流入し来る人口は、止まるところを知らない。東京だけを見ても、日本全人口の割以上になっておる。従つて、東京を中心とした近郊は、次々と田畠や森林が潰ぶされ、工場が建ち、或は住宅地になっておる。今迄は、家を出て、少し歩るけば、空地が有り、野原も有り、林や森や池も身近に在ったが、今では全くみられない。川は汚染され異臭をはなち、森や林は裸かにされ塵埃煤煙の巢と化し、公共に使われる地域は、姿を消してしまつた。これを一例によつて示せば、レクリエーション等に皆なが使用出来る公有地、即公園に就いて調べてみると、東京の二三区内では、皇居前広場、新宿御苑、等々を加えてさえ、都民一人当たり、〇・五平方メートルを少し上廻る程度である。これは三一年施行の、都市公園法の住民一人当りの公園面積基準六平方メートルの約一〇分の一となる。他の大都市を見るに、大阪が一・一平方メートル、京都が一・二平方メートル、名古屋が二・三平方メートル、神戸が二・六平方メートル、となつておる。更に外国の大都市を一瞥せば、パリが八・九平方メートル、ロンドン

ンが九・二平方米、モスクワが一〇・九平方米、ワシントンが四五・二平方米であり、ワシントンの如きは、実に東京の約一〇〇倍近いのである。又都市内の公園分布を、各区別に分けてみるに、中央、千代田、台東など、都心部の常住民の減少を来しておるところで、住民一人当り約二平方米、品川、大田、目黒、練馬、葛飾、足立等、公園の必要地区は、一人当り〇・一〜〇・五平方米、杉並、江戸川、荒川等にいたっては、実に僅少の〇・一平方米以下と云う無に等しい状態となっておる。(東京都公園課調べ)次に住宅の稠密化である。アパート住宅が益々多くなるにつれ、人工的で階層的となり、潤おいのない、四角四面の狭い部屋に孤立し、自然からかけはなれた生活を余儀なくされておる。このような生活に耐えられず、苦心して郊外に移っても、数年ならずして其所も亦、以前と同じ状態になる現在である。此の周辺地域への、人口流出は更に亦、都市生活者が自由に出来たレクリエーションのための場所を無くす結果となった。この深刻なことは、大都市が全人口の約六〇%近くにも及んでおることでも充分理解出来るのである。⁽¹⁾元来日光の恵みを受け、野外で生活しておった人間にとって、昼も夜も、外気にふれず、日の目も拝まれず、電燈の下で生活するような不自然な生活に迫やられておる人達には、人間本来の性質を補なう為の、レクリエーションの場所、施設、指導等が必要となつて来るのは当然であろう。「勤労青年にスポーツ公園を」と題して、三七年一〇月三日の朝日新聞「読者の広場」欄に、新宿の勤労青年より、切実な訴えが記されてあった。内容は小企業の勤労者が健全な娯楽として、スポーツを楽しんでおった空地は、柵が作られ締出され、どこもかしこも立入禁止になって、スポーツを楽しむ場所をなくしておいて、非行青年が多くなつたと言われるのでは、都会の勤労青少年は、一体どうしたらよいか。せめて球投げでも、公然と出来得る場所を与えてくれ。と云うのであったが、前に述べた問題を如実に物語っ

ておる好個の一例であらう。

(二) (イ) 家族制度及び家庭内の環境変化が、あげられよう。戦後の家族制度の変化により、家族構成が単純化して来たこと、又今迄家庭内に在って、家事に追廻されておった人達も、電気、瓦斯の普及にともない、電気瓦斯製品の利用、又インスタント食料品の活用等々生活の近代化により、労力、時間が以前より省ぶけることとなった。その結果他の活動に当てられる時間が生じて来ておる。

(ロ) 急激に増加して来ておる、いくつかの家族が、同じ環境の下に集団で生活する形式により、家の中は狭く、家庭内の娯楽は、一部特種の場合を除き、一般には、ラジオ、テレビ等に限定されておる状況である。以上の(イ)(ロ)の結果、家庭層よりレクリエーション要求の声が上がって来ておるのである。

(三) 余暇の増加である。此の場合、余暇とは一体どこ迄を指すのであろうか。余暇の定義も多様であるが、大別して二つに分け得られる。「ヒマ」の意に使われる場合、何もしないで、ぶらぶらしておる時、即消極の余暇である。「余暇こそ、人類文化創造の源」の如く用いられる場合、余暇自体に意義を認め、人間性の開発、向上のために役立つもの、即積極的余暇である。吾々がとりあげておるのは、後者の積極的の余暇を指しておるのである。自己の意志により自由になる時間、即余暇と解釈して、吾々の生活内容を二四時間の周期として分類すれば、

① 拘束時間……………勤労時間

② 半拘束時間……………通勤時間、生活をいとむむ為に、かくことの出来ない―即―食事(家庭での)、入浴、身仕度、等々

③ 睡眠時間

④ 自由時間（余暇時間）……………娛樂、休養、教養（レクリエーションに使われる時間）

以上の四項目になる。一日八時間の勤労を、基準とする、生活時間配分に於ては、

一 拘束時間（勤労時間）～八時間

二 半拘束時間……………三時間

三 睡眠時間……………八時間

四 自由時間（余暇時間）……………五時間

が一般に適當とされておる。⁽²⁾健康なる生活を営なみ、且余暇を得る為には、余暇時間と相對關係に在る、勤労時間の短縮にある。戦前戦中の苛酷なる労働時間は論外として、現在戦後施行されておる労働法規により、労働時間、過重なる強制労働は禁じられておるが、職業、階層により差異はある。（A表参照）の如くである。現在労働基準法により、一日八時間、週四八時間を規定されてはおるが、一〇〇%実施と迄は行っておらない。中小零細企業と企業の規模の小さくなるにつれ、労基法違反が多くなっておる。昭和二七年度の国立教育研究所の調査によれば、一〇〇人以下の事業所における労働時間は、

八時間制のところ……………一五%

九時間制のところ……………三七%

一〇時間制のところ……………一二%

(A 表) 階層別平均余暇時間

		ウィークデー	土	日
大 企 業	事務勤労者	5.6	7.2	10.8
	労 務 者	5.5	5.5	8.6
中 企 業	事務勤労者	4.3	4.7	10.8
	労 務 者	5.2	3.7	7.8
中小商工業主		4.8	5.2	8.8
主 婦		5.8	5.5	6.5
職 業 婦 人		4.0	3.5	5.7

「都会人の余暇生活」竹内郁郎氏 年報 社会心理学 1961 年第 2 号

勤労者のレクリエーションに就て

一一時間制のところ……………一六%
 一二時間制のところ……………一〇%
 一三〜一五時間制のところ……………八%

(B 表)

労働時間	0~34	35~48	49~59	60~
	日 本	23.8	32.2	23.3
米 国	21.0	59.4	8.5	11.2

である。一方米国の二〇世紀財団⁽³⁾の調査を見ると、非農業的職業の、週間標準労働は、一八五〇年、六九・八時間が、一九五〇年には、四〇時間、此の間三分の一以上の減少を示してゐる。日米の一九五〇年度の労働時間を比較すると、B 表の如くで、米国に於ては、八〇%強が、四八時間以内の労働時間であるが、未だ四八時間以上も二〇%ある。これに比べ吾国では、恵まれたところも在る代り、恵まれぬ長い労働時間のところも在り、差が大きいことが理解される。又最近の主要国の週間労働時間の推移を見るに、(各国共一九五五、五七、六〇年)フランスでは、四五・四、四六、四五・九(時間)、西ドイツでは、四八・九、四六・五、四五・六、英国では、四六・九、四

六・四、四八・〇七、米國では、四〇・九、四〇・五、四〇、日本では五〇・五、五一・六、五一・六となつておる。⁽⁴⁾ 国際労働機構（ILO）に於ても、一九六〇年の總會以来（賃金を下げず、労働時間週四〇時間）は重要な議題として採上げられておる。吾國に於ても、総評は「週休二日、四〇時間労働」の要求をあげておるが、一方労働省、経営者側は、「吾國の現状から、週四〇時間労働は時期尚早、四八時間制の徹底こそ先決」の態度である。このように、労働時間は一定の枠内に規定、更に短縮への行程に在る。労働時間短縮の結果、拡大される余暇と積極的余暇活動の一環として、レクリエーションは、重要ならざるを得ない、現況である。

四 仕事の単純化。技術革新の結果、仕事は専門的になり、細分化、オートメーション化して来た。この結果、労働条件も亦變つて来たわけである。人力で行なつておつた仕事は、機械がとつて變り、労働力は以前より減少はしたが、仕事の内容は、単純化され均一的になつた。元來、人間は機械ではなく、人間の性質は長時間の単調な反復的仕事には適しないのであるから、精神は緊張し、肉体的には仕事に必要な限られた一部のみの疲労が多くなり、機械的に圧倒される結果となる。今迄の場合は、仕事完成への喜び、満足感が当事者に在つたのであるが、細分化されたその一部分を分担して、単純な同じことの繰返しの仕事をする現在では、人間性を無視せる仕事の合理化、画一化による、満されぬ諸要求は、レクリエーションによって、始めて満されるに至るのであらう。

五 年齢層及人口分布の移行。吾が國の人口は、戦後の一時期ではないにせよ増加しておる。就中、老年者の平均寿命は飛躍的に増して来ておる現在である。之等老後の余暇活動としてのレクリエーション方策は緊急課題であらう。又人口の都市集中傾向は、著じるしいものが有り、地方から都市に流入する人々は、住み慣れた環境を離れ、所屬感

を失ない、不安定な感を持って来るのであって、其等の人々に、早く新しい地域に溶け込んで、明るい健康な生活環境になじむためには、レクリエーション活動によるのが、一番適切であろう。

(六) 経済の安定。社会機構も戦前とは変り、勤労者の収入も、漸時増加して来ておる。亦社会福祉も次第に施設等が整いつつある。従って、勤労者も勤儉貯蓄形より、生活を樂しむ形に⁽⁵⁾変つて来ておる傾向である。其の結果、現在では或程度の費用を、生活を明るく、健康的で樂しい、活動に支出出来得ることとなった。之が為レクリエーションに大衆の関心が愈々強まって来たのである。

以上の如き要因により、勤労者のレクリエーションは、職場に於て、家庭に於て、又地域社会に於て、益々重要になつて行くであろうことが推察出来る。

- (1) 『府県別現況分析総合図表』国民経済研究協会による。
- (2) 山本幹夫・田中恒男共著『労働衛生学』第二章A、労働時間と生活時間、積文堂、昭和三二。
- (3) J・D・パトラー、三隅達郎訳「レクリエーション総説」の第二章レクリエーションの重要性「余暇の増加」の項。
- (4) 国際労働経済統計年鑑一九六一、第四章 労働時間 一二表 労働時間の一般水準。
- (5) 国民生活白書、生活意識の変化と生活革新1、余暇消費の実態(一)生活構造の変化より、昭和三五。

三 レクリエーションの日蔭者

余暇活用の効果が認識され、レクリエーション活動が盛んになって来ておる現況は既に述べた如くであるが、此の

中央区織物繊維問屋群中より	42軒	} 115軒
台東区玩具問屋群中より	35軒	
豊島区繁華街中より	38軒	

レクリエーション活動の日の当る場所に在るのは、大企業又は一部の限られた中企業のみであり、小零細企業に於ては、未だ恩恵に浴しておらないのである。大企業の従業員は、組合が組織され、雇用条件も一定し、労働時間は規定され、保健衛生あるいは安全管理の面にも充分注意が払われ、恵まれた環境に在る。従がって余暇のレクリエーション活動等も、立派な組織、施設を持ち、今後益々隆盛が予想される。一方吾国の商工業に於て、中小零細企業の占める分野は極めて大きく、従業員は吾国の全就業者の七割にも達しておる。事業所数は昭和三五年度事業所統計調査によると、唯一人の従業員しか持たない零細企業の事業所が全体の約三割近く、二人〜四人の従業員の事業所が約五割、従業員三〇人以下の事業所は実に全体の九割近く、圧倒的に、小零細企業が多いのである。之等小零細企業の底部に属する層の、余暇、レクリエーション活動を調べたものは少い。そこで極く限られた一部の調査であるが、之等の層のレクリエーション活動の実態を把握する、材料を得る目的で、調査を実施した。調査は三五年八月一七日から二二日迄の六日間で東京附近の五ヶ所を選定したのであったが、二ヶ所は、調べることを拒否され結局三ヶ所となった。

調査員は、私とアルバイト学生三名、特定日の一斉調査不能の為、従業員の慣習的日常を一人づつ聞いて歩いた。従業員調査と、経営者側調査とに分けたが、此の層の労資関係は保守的で、徒弟制度臭が強く、充分調べる趣旨を説明したにも不拘らず、調査に当って、二三の困難があった。困難とは、一、労働基準法違反の摘発に関係あるのではないか。二、経営者は、従業員の労組編成の予備調査ではないかとの疑い、三、従業員の経営者にの気兼ね、等であ

(第1表)

従業員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	計
軒数	0	2	12	17	21	23	19	5	10	6	115

(第2表)

性	年齢	15歳	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25~29	30以上	計
	男	34人	38	42	34	54	47	43	37	27	18	19	8	402
女	21人	21	16	23	44	41	41	30	16	10	7	2	272	
計	55人	59	58	57	98	88	84	67	43	28	26	11	674	

(第3表)

男	402人	60%
女	272人	40%
計	674人	100%

る。調査した一一五軒を、従業員数別に分類すると第1表の如くで、三人と七人迄が最も多く、五二軒にて、全体(一一五軒)の八〇%である。次に従業員年令別、性別に分類すると、第2表の如く一九才より人数が増加しておるが、高卒の従業員が加わる為である。付加すれば、二〇才以下は非常に移動が激しく、四割と六割は勤務年月、六ヶ月以下である。(有利な大企業に移行が多い)此の層の従業員、男女別の百分比は、第3表の如く、六対四の男女比である。女子従業員は、繁華商店街に多く、問屋群中には少ないのであり、此の層の女子従業員の特徴の一つであらうか、家庭のお手伝いさん兼用の者が多く見受けられた。以上の如き従業員構成の此等の層の余暇関係は、

一 毎月の休日回数に就て、第4表の如く休日は、月二回の五八ヶ所が一番多く、三回及週休が大体同じ程度である。月二と三回のところも、近々中に週休制を実施する予定であるところが二三ヶ所もあった。この現況よりみて、二年内に大多数は週休実施になるであらう。⁽³⁾週休に踏切らざるを得ない理由は、従業員確保にある。唯週休により平日の就業時間延長が、実施し

(第4表)

調査群 \ 休日回数	月に1回	2回	3回	週休	不明	計
中央区問屋群	1	12	10	16	3	42
台東区問屋群	2	18	8	5	2	35
豊島区繁華街商店群	4	28	4	2	0	38
計	7	58	22	23	5	115
%	6.1	50.4	19.2	20.0	4.3	100

(第5表)

自由になる時間	30分未満	1時間未満	1.30未満	2時間未満	2.30未満	なし	不明	計
中央区問屋群	5	21	11	0	0	3	2	42
台東区問屋群	8	21	2	0	0	4	0	35
豊島区繁華街商店群	15	17	2	0	0	3	1	38
計	28	59	15	0	0	10	3	115
%	24.3	51.3	13	0	0	8.7	2.6	

備考 (上表の「なし」の欄は、拘束時間と自由の時間の区別することの困難なる場合を含む)

ておる内の一七ヶ所もあったことは、この層の特徴の一つであろう。週休実施も、未だ実施後一年に及んでおらない所が、二三ヶ所中九ヶ所にも及んでおった。

二 平日の自由時間(午前八時～午後五時の間)、休息時間が規定されておらない。従って忙しい時期には、殆んど休息時間がなく、昼食時に於てさえ、食事後直ちに就業する実状である。各自仕事の一段落の際、「一ぶく」の場合が多く、其の休憩時間も一定しておらない。従業員の「自由時間」に対する解答も已々にて、調査員の主観により区分けせる件が多かった。「伸縮自在、在って無きが如き休み時間」の印象が強い。午前中、昼食時、午後の休み時間を規定、確実に

(第6表)

午前	自由になる時間	30分未満	1時間未満	2時間未満	2時間以上	自由	なし	不明	計
	件数	239	239	90	22	1	1478	234	2306
	百分比	10.4	10.4	3.9	0.9	0.0	64.2	10.2	100

(第7表)

午後	自由になる時間	30分未満	1時間未満	2時間未満	2時間以上	自由	なし	不明	計
	件数	95	305	135	57	1	1476	234	2303
	百分比	4.1	13.2	5.9	2.5	0.0	64.1	10.2	100

(第8表)

	Recreation		教養	家庭の手伝	なにもない	その他	計
	身体運動	趣味					
男	131人	98	80	22	61	10	402
女	55人	73	47	49	44	4	272

実行することが急務であろう。猶参考に、昭和三三年度東京都教育委員会の都内に於ける勤労青少年、余暇利用状況調査報告の「自由になる時間」は下記第6、第7表の如くである。

三 休日の生活内容は、どうであろうか。レクリエーションにどの程度活用しておるであろうか。七月の最終休日を調査した結果は、第八表の如く、男女共約半数近くが、何等かのレクリエーション活動をしたことになる。「なにもしない」項は約一〇〇人であったのは、七月の暑い折であったことが原因であろう。体力の消耗の激しい夏、仕事から開放され、ゴロリ転ろがって休日の自由な気分を味わうのも、自然の慾求であり、一種の消極的レクリエーションともとれる。

四 休日のレクリエーション活動に於て、身体運動関連の内容は第9表の如く、夏期のため、海水浴

(第9表)

種 目	性 別		計
	男	女	
海 水 浴 (プ ール を 含 む)	48	21	69
野 球	18	0	18
卓 球	4	0	4
ハ イ キ ン グ (散 歩 を 含 む)	23	17	40
其 の 他 の ス ポ ー ツ	{ ボ ー ト ロ ラ ー ス ケ ー ト 柔 道	6	19
ス ポ ー ツ 見 物	ナ イ タ ー プ ロ ボ ク シ ン グ	11	36
計	131	55	186

一橋大学研究年報
人文科学研究
5

(第10表)

		毎日運動する	時たまする	なにもしない	計
中 央 区 問 屋 群	男	11	51	132	194
	女	4	39	71	114
台 東 区 問 屋 群	男	9	35	70	114
	女	3	21	49	73
豊 島 区 繁 華 街 商 店	男	7	25	62	94
	女	4	13	68	85
計		38	184	452	674
%		5.6%	17.3%	67.1%	100%

が多いが、此等参加者は他の季節にもレクリエーション参加可能者と考えられる。海水浴、ハイキング、ローラースケート、プロ・スポーツ見物等、此等の層の従業員もレクリエーションに相当の費用を出せることが理解出来る。

五 平日の休憩時にレクリエーションとして、身体運動の実施状況に付いて第10表の如くで、休憩時が少いこと、施設場所用具の不備が「なにもしない」欄の多数である。此の欄を更に

(第11表)

Recreationに		関心有り	関心なし	計
中央区問屋群	男	108	24	132
	女	47	24	71
台東区問屋群	男	62	8	70
	女	38	11	49
豊島区繁華街商店群	男	52	10	62
	女	49	19	68
計		356	96	452
%		78.5	21.5	100

勤労者のレクリエーションに就て

(第12表)

	空地	卓球台	野用球具	バレーボール	バドミントン	ソフトボール	其ノ運動他	施設の割用有合
中央区問屋群	1	3	5	4	1	3	1	$\frac{18}{42}$ 0.43
台東区問屋群	2	2	5	6	1	3	1	$\frac{20}{35}$ 0.57
豊島区繁華街商店	0	0	3	2	2	3	0	$\frac{10}{38}$ 0.26

分けると、第11表の如くでレクリエーション活動の用意さへ有すれば、意欲は充分在る者が意外に多いことがわかる。設備さえあれば、之等は第10表の「毎日運動する」「時たま、運動する」欄に入るのである。然らば、職場の施設用具類は、第12表の如くである。運動可能の空地、中央区では、建築予定地(約六〇坪)を、従業員のレクリエーションに使用、一ヶ所。台東区は、約二〇坪と約三〇坪の集荷場を有するところ二ヶ所、以上は偶然に使用出来るものである。用具

(第13表)

種 目	性 別		計	摘 要
	男	女		
ナ ヲ ト ビ	8	23	31	
キャ ッ チ ボ ー ル ソ フ ト ボ ー ル	115	15	130	素手にて、ゴムマリのキャッチボールが大多数
バ ド ミ ン ト ン	20	17	37	
卓 球	12	16	28	路上ゴムマリを素手で打合ふ テニスタイプをも含める
排 球	15	19	34	多人数円陣を作って、パスをする
其ノ他	相撲・ロー ラースケー ト・石けり	4	18	円を書き、押し出し合い
計				

(第14表)

道 路	空 地	屋 上	公 園	出 の 他	計
114	39	16	37	16	222

(第15表)

経営者の 理解要望	運動具購 入要求	競技大会 の奨励	運動場 の要求	一斉休 憩時間 の確保	経営者も一 緒に運動 してほしい	其 の 他	計
115	145	53	98	77	12	18	518

類に於ては、卓球台(仕事台兼用)が五ヶ所、野球用具。バレーボール。バドミントン。ラケット、ソフトボール等が比較的多く見受けられた。尤も此等は何か一つでも備えてあるところは数に入れたのである。「其の他」欄には、ラクビーボール二ヶ、ローラースケート一台である。備え付け用具が有るところ必ずしも従業員の運動が盛んと云うこともなく、各自運動用具の私物持参で、少い余暇に楽しんでおるところも、相当数見受けられた。

(第1表)

年齢	20～ 29代	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80以上	不明	
人数	2	19	37(2)	40(4)	10(1)	4	1	2	115
%	1.7	16.5	32.1	34.9	8.8	3.4	0.9	1.7	100

() 内の数字は女子経営者

六 平日実施しておる運動種目は第13表の如くで簡単に誰れでも楽しめ、狭い場所で出来、用具費のかからない種目が大多数である。此れらの種目を実施しておる場所は、第14表の如くで、道路が圧倒的に多い。(警察より再三の注意が有る由である)。空地の内、三ヶ所を除いては無断に使用しており、四・五坪程度が多い。「その他」とは、自動車置場、どぶ川の橋の上等、之等をもても事業所の近くで利用可能の場所は、どこであろうと使用しておる状況がよくわかる。

七 平日のレクリエーション活動に、従業員がどのような要望があるか。第15表の如くで、此等の従業員が如何に要求のささやかであるか、又「経営者の理解要望」等に至っては、全くレクリエーションの日陰者である感が深い。

レクリエーションに就て、之等三群の経営者に就いての調査。

1 経営者年令別。第1表

此等経営者の二割弱は、大企業の系列下に在り、八割強は刻苦精励現在に迄発展させた事業主であった。之等の経営者は従業員の余暇及レクリエーションに付いて、如何に考えておるであろうか。現在の余暇では不充分、出来得るなれば増したいと八一名(七〇・四%)で、現在で充分が二九名(二五・二%)あり、黙して語らざる経営者五名(四・二%)であった。「出来得れば増したい」の、其の障害は何であろうか。第2表の如くである。経済上の理

(第2表)

他店との関係で	経済上不可能	其ノ他	計
2	75	3	81
3.7	92.6	3.7	%

(第3表)

賛	42 (36.5%)	積極的賛成	4	9.6%	} 100%
		条件付賛成	17	40.4%	
		黙認	21	50%	
否	71 (61.7%)	全く不要	26	36.6%	} 100%
		消極的否	45	63.4%	
不明	2 (1.5%)				
計	115 (100%)				

由が圧倒的である。

従業員が平日の余暇時間中にレクリエーションを行なうことの賛否に就いて。第3表の如くで、「積極的賛成」では、経営者が必要経費を負担し、時間も、可能の限り便宜をあたえておるところである。

「条件付賛成」では、余暇善用としてレクリエーション活動を認め、一部経費も負担するが、あく迄一定の限度内でのことである。「黙認」は、勤務時間外は、全く勝手次第、各従業員の自由意志。「全く不要」は、無理解、頭から否定しておる。「消極的否」は認めれば、当然経費の負担がかかる故、不賛成。「不明」は面接出来なかった者。「賛成」の経営者の年令別をみると、第4表の如くで、積極的賛成は若い世代の経営者に多いのは理解出来るが、八〇才代の老人が居るのは意外であった。第4表の「否」の経営者の年令別をみると、第5表の如くで、あった。第4表の「賛成」及「黙認」四二名が、従業員のレクリエーション活動に適当と考えられる運動種目一つを挙げた結果は、第6表の如くで男子従業員の多いところでは野球。女子従業員の多いところでは、バドミントン、卓球が多い。

(第4表)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計	
積極的賛成	1	1	1	0	0	0	1	4 9.5%	42 100%
条件付賛成	1	5	4	7	0	0	0	17 40.5%	
黙認	0	7	9	4	1	0	0	21 50%	

(第5表)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計	
全く不要	0	2	7	11	6	0	0	26 36.6%	71 100%
消極的否	0	4	16	18	3	4	0	45 63.4%	

(第6表)

野 球	バドミントン	バレーボール	卓 球	其ノ他	不明	計
12	9	4	10	3	4	42
28.5%	21.4%	9.5%	23.8%	7.1%	9.7%	100%

以上の調査は、小企業の極く一部であり、又商業、サービス部門だけにて、これにより小企業全般を推察することは出来得ないが一つの参考にはなり得よう。之等の従業員は「余暇活動以前」の状態に在り、又極く限られた余暇を得るも、その活用は何等見るべきものがない現況がわかる。小企業は現在、内に資金難、雇用問題、外に大企業よりの圧迫等苦しい立場に在り、余暇問題、レクリエーション問題、どころではない実情にはある。然し此の現況に放置することは許さるべきではない。

従業員は、徒づらに大企業の職場に転職なすことに注目せず、自己の現在の職場の改善方策に努力すべきであり、又旧

来の家族温情主義を打破し、同業種の組合を組織すべきである。之等小企業の現在労働組合の結成されておるものは極めて少数である。(労働白書三三三年度によれば全産業労働者の約六五%は組合未組織であり、二九人以下の企業に於ては、二・九%の組織率である。亦東京都中小企業労働実態調査三三三年度に於ては、一四人以下〇・四%、一五人〜二九人で一・七%、三〇人〜九九人で一〇・四%の組織率で極めて低い。) 組合組織は種々困難が有ろうが、之れにより従業者の待遇生活改善要求を交渉すべきが何よりも先決の方策であろう。経営者は従来の拘束にとらわれず、小企業の将来を考え、大企業の系列下に入り、安定を計り従業員の待遇生活改善の努力をなすか、或は近時計画されておる同業種の集団計画に参画し、生産加工、運搬、保管、従業員の厚生福祉施設等を共有し、購売、購入、融資の一括による新しい構想により、今迄の行詰った形態を打ち破ることににより、厚生福祉の一環に在る、余暇活用、レクリエーション問題も、其の結果明るい見通しが生じて来るであろう。

- (1) 野村平爾・氏原正治編著、中小企業の労働組合六頁。
- (2) 拒否された二ヶ所は、亀戸附近の鉄工場群と品川の自動車修理工場群である。
- (3) 三七年現在では、既に皆、週休制となる。

参 考 文 献

1. Neumeyer, H. M. and Neumeyer, E. S.
"Leisure and Recreation" A. S. Barnes and Co. 1949.

- 二 「国民生活白書」経済企画庁編 昭三五。
- 三 久山満夫「民衆娯楽の概念」社会学七卷 日本社会学会。
- 四 日高六郎監修「マス・レジャー論」マス・レジャー叢書二 紀国屋書店 昭三六。
- 五 現代レクリエーション講座、第四卷「職場とレクリエーション」ベースボール・マガジン社 昭三七。
- 六 石井雄二「職場体育」金沢書店 昭二九。
- 七 J. D. Butlen 著 三隅達郎訳レクリエーション総説「ベースボール・マガジン社 昭三七。
- 八 保健体育学大系第六卷「体育の領域」中山書店 昭三六。
- 九 柳田享 社会体育「レクリエーション」金子書房 昭二六。
- 一〇 山本幹夫・田中恒男共著「労働衛生学」講文堂 昭三二。
- 一一 Anderson, J. M. "Industrial Recreation" McGraw-Hill book Co. 1955.
- 一二 労働白書 労働者労働統計調査部編 一九六一。
- 一三 青少年白書 中央青少年問題協議会編 一九六〇。
- 一四 労働統計年報 労働法令協会 昭三五。
- 一五 大行慶雄「体育の科学」邦光書房 昭三〇。
- 一六 「国際労働経済統計年鑑」日本ILO協会 一九六一。
- 一七 野村平爾・氏原正治郎編著「中小企業の労働組合」日本評論新社 昭三六。
- 一八 「府県別現況分析総合図表」国民経済研究協会
- 一九 大原社会問題研究所編「中小企業労働者論」東洋経済新報社。

勤労者のレクリエーションに就て

二〇 勤労青少年の余暇利用状況調査報告 東京都教育委員会 昭三三。

論 文

二一 竹内郁郎「都会人の余暇生活」年報社会心理学会二号 一九六一。

二二 藤沢伝「中小企業における、余暇活動発展の隘路と、今後の傾向」体育学研究第七卷一号 日本体育学会 昭三七。

二三 藤沢伝「小零細企業に於ける Recreation について」体育学研究第八卷一号 日本体育学会 昭三八。